

平成28年5月13日  
商工政策課

## 青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

### 1 開催日

平成28年2月18日（木） 13時30分～14時45分

### 2 会場

県庁東棟4階A会議室

### 3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員  
商工政策課 3名

### 4 議事の概要

#### (1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

#### (2) 議題2 届出案件について

##### 【(仮称) マエダ三沢モールの新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①三沢市の意見については、設置者が対応事項を丁寧に述べていることから問題はないと考える。
- ②騒音に関しては、周辺環境への影響は少ないようだ。
- ③店舗面積、業態、商圈規模等から判断し、問題はないものとする。
- ④出入口①については右折出入庫を制限していないようだが、車両の通行はそれほど多くないことから影響は少ないと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していること、第一種中高層住居専用地域及び第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

##### 【薬王堂弘前安原店変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①当該店舗周辺は新興住宅街で、小学生も多い。広い公園もあり、児童がよく遊んでいる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していること、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保の対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【薬王堂弘前若葉町店の変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①当該店舗周辺は通学の児童・生徒による自転車の通行がかなり多い。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していること、第一種住居地域が含まれる地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保の対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【薬王堂黒石富士見店の変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行い、審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。